

令和4年11月28日

行政視察活動記録

建設経済常任委員会
委員長 中澤 誠

年月日	令和4年11月8日 から 令和4年11月9日 まで
場 所 及び目的	場所：① 滋賀県高島市 ② 京都府城陽市 目的：① 中小企業等振興支援事業の補助内容の整備について ② 1次産業の支援と活性化について

年月日	令和4年10月8日（火）
相手方 及び目的	高島市商工観光部商工振興課 「高島市企業活動支援事業について」 少子高齢化、新型コロナウイルス感染症並びに世界的な経済情勢の変化などの影響を受けた中小事業者の経営の安定と雇用の確保、新規創業の促進を支援するため、本市と同程度の人口規模で先進的な取り組みを実施している高島市での取組事例を参考とするため、行政視察を行った。
内容・ 結果等	高島市では、平成29年度から10年間のまちづくり基本構想「第2次高島市総合計画」の産業・経済政策分野の施策体系において、雇用の確保と担い手の育成のため、企業支援や産業支援を推進している。 1. 企業支援について (1) 企業活動支援事業 市内に住所を有する個人または市内に事業所を有する法人を対象に、事業用の建物や償却資産を購入、新設等して賦課された直近3年度分の固定資産税の2分の1相当額を交付する「設備投資奨励金」と、常時雇用する従業員の数に応じ、前年比で増加した市内に居住する従業員一人あたり10万円(市外からの転入者及び障がい者は20万円)を交付する「雇用増進奨励金」の2事業を行っている。各奨励金事業に付随した高島市の特徴的な取り組みとして、以下の3点が挙げられる。 ① 過去に申請実績のある事業者に対して重点的に各支援事業の周知を行う。 ② 交付事業所数が増加して予算が不足しそうな場合、補正予算で対応することで奨励金を必要とする事業所に広く利用してもらう。

③ 各奨励金の交付額の半分を高島市商工会が発行する地域通貨アイカで支払うことで、地域通貨の知名度向上と市内経済の活性化を図る

(2) 企業誘致条例

地域経済の振興と市民生活の安定を目的に、平成17年度に制定した企業誘致条例を平成30年度に改正し、企業が活用しやすいものにした。

設備投資等の費用の総額が5千万円以上、かつ、市内に住所を有する従業員を5人以上雇用する企業で、市内に工場等を新設または増設するものを対象に、固定資産税額の2分の1相当額、法人市民税均等割額の2分の1相当額、新規に雇い入れた市内に居住する従業員1人あたり10万円の奨励金を交付するものである。

(3) インターンシップ補助金

市内事業者の魅力や地域の魅力を感じてもらい、市内の事業所の人材確保につなげる目的で令和3年度に要綱を制定した。

インターンシップを実施する市内の事業所を対象に、インターンシップ実施者1人につき、負担する旅費・宿泊費・保険料等の費用の2分の1（上限1万5千円）を補助するものである。

(4) ビジネスサポート相談会

令和2年10月から取り組みを開始。新型コロナウイルスの影響で経営や資金繰りに困っている方を支援し、必要に応じて各種支援機関につなげる目的で月2回、滋賀県よろず支援拠点から中小企業診断士を高島市に派遣してもらい開催する。

2 創業支援について

(1) 実践型創業塾

創業・起業を予定している方、興味のある方、または創業して間もない方を対象に、経営・財務・販路開拓・人材育成（マーケティング、プラン作成、資金調達、WEB活用）などの知識をレクチャーするもので、受講修了者には修了証明書を発行する。



証明書の交付者は、会社設立時の登記にかかる登録免許税の軽減措置や創業関連保証の特例が受けられる、日本政策金融公庫での融資の条件が有利になる等の他、高島市独自の取り組みとして、「利子補給事業」「創業スタートアップ応援補助金」において特例を受けることができる。

(2) 利子補給事業

実践型創業塾の受講修了者で、市内で創業するために創業資金を借入するものに対し、1事業者あたり年度内15万円を限度として、融資利率のうち1.0%分を36か月補給する。

(3) 創業スタートアップ応援補助金

市内での創業を推進するとともに、地域経済の活性化、新たな雇用の創出を目的として令和4年度に要綱を作成、5月から事業開始。

実践型創業塾もしくは同種の講座の受講修了者で、市内での創業前または創業1年以内の者に対し、店舗等の改修工事費・店舗等の借入れ費・設備費・広告宣伝費の合計金額の2分の1（上限30万円、実践型創業塾の受講修了者は上限50万円）を補助するものである。

【 所 感 】

本市では、地域経済の発展及び雇用の創出を目的として、平成31年3月に「さぬき市中小企業等振興基本条例」で中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念と施策の基本事項を定め、中小企業等振興支援事業補助金交付要綱において、補助事業の区分を「特産品開発・改良」「デザイン等活用」「知的財産権取得」「展示会・商談会出展」「IT等活用」「自社PRツール作成」「創業」「新規事業広告宣伝」「人材育成」「経営革新」の10区分に細分化し、事業者にとってより利用しやすい制度を目指してきた。

補助金交付実績は、令和2年度においては、予算額に対して80万円程度残る結果となったが、令和4年度は4月から募集を行ったところ、7月半ばには予算額の上限に達したため募集を締め切ったがその後も補助金についての問い合わせが多数寄せられている。本市の補助事業を広く利用してもらうためにも、今回の視察で得た知見を基に研究を深め、市内の事業者に資するような施策を推進していきたい。



備 考

(参加者) 建設経済常任委員会委員5名
農林水産課1名、商工観光課1名、議会事務局1名 計8名

年月日	令和4年10月14日（金）
相手方 及び目的	<p>京都府城陽市 まちづくり活性部農政課 「特産物を活用した6次産業化について」</p> <p>1次産業及び2次産業の従事者が比較的多いとされる本市において、地域経済の発展及び雇用の創出を図るとともに、市内の農業・漁業従事者及び中小事業者等が6次産業化に取り組む際の参考となるような知見を得るため、先進的な取り組みを行っている城陽市において行政視察を実施した。</p>
内容・ 結果等	<p>城陽市がある京都府南部地域では、京滋バイパス、第二京阪道路、京奈自動車道といった高速道路網が整備されており、平成29年には新名神高速道路「城陽～八幡京田辺間」が開通、令和5年度末には「大津～城陽間」等の開通と城陽スマート・インターチェンジの供用開始で、新名神高速道路が全線開通する予定となっている。</p> <p>これを受け、城陽インターチェンジに隣接する新市街地への企業立地や大型商業施設の開業、周辺の国道バイパス整備も進み、交流人口の増加が見込まれる中で、市の農産物への需要や販路拡大を図るため、訴求力のある市の特産物を活用した商品・サービスを開発する必要に迫られているが、市内の農業従事者は、次のような問題を抱えている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 6次化の取組を開始するためのきっかけとなるノウハウの取得や異業種交流の機会が少ない。 ② 市域の約7割を森林が占め、京都と奈良の中間に位置することからベッドタウンとして発展してきた経緯もあって、農地面積が限定されており、農産物の大量生産大量供給が困難である。 ③ 小規模農業者が多いため、経営の多角化やICT技術の導入等といった新たな農業事業展開に向けた投資が可能な農業者が少ない。 <p>城陽市では、6次化推進の基盤作りのための「城陽市6次産業化・農商工連携推進プラットフォーム」の創設、市の特産物である碾茶やいちじく等のPRイベントの企画運営、特産物のブランド化に向けた「京のふるさと産品協会」との連携、等の施策を行っているが、以下の4点に留意して6次化に向けた施策や取組を行っているということである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 既存の農産物から何を作るかではなく、消費者や市場が価値を見出す商品は何かという観点からの商品開発や差別化が必要であり、そのためのマーケット調査とそれに基づくPRや話題作り、訴求力のある品種改良等を追求する。 ② 6次化の取組を成功させるために、各農業者において生産量・品質・栽培技術といった生産基盤の整備が必須であり、生産基盤が整っている農産物に重点を置いて6次化の取組を図り、その他の農産物は生産振興を優先する。 ③ 農業者単独で生産から販売の全てを手掛けるといった従来の手法での6次化は困難であるという認識を基に、自治体・地域団体・大学等の研究機関・その他各種支援機関と協力し連携する。

④ 生産者自らによる農産物のPRや観光農園や農家民泊といった農業をテーマとした体験型の取組など、加工や販売以外の多様な取組としてとらえる。

【 所 感 】

本市においても四国八十八か所霊場等の観光資源に加え、「さぬき市大串半島活性化基本構想」の推進によって交流人口の増加が期待されており、訪れる方に本市の豊かな農産物、海産物の魅力のPRやブランド力向上等といった6次化の取組を推進しているところであるが、城陽市の6次化における戦略的な考え方は特に参考になった。

今回の視察で多くの学びを得たが、今後も他の自治体が行う取組例の情報収集を継続し、本市における6次産業化の取組を深化し、追求していきたい。



備 考

(参加者) 建設経済常任委員会委員 5名
農林水産課 1名、商工観光課 1名、議会事務局 1名 計 8名